

## 食事について

入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事 (夕食については午後6時以降) 適時適温で提供しています。

### 入院したときの食事代

#### (1) 一般病床に入院したとき 入院時食事療養費の標準負担額

区分	標準負担額 (1食あたり)
現役並み所得者	490 円 (※1)
低所得 II	90日までの入院 230 円
	過去12ヶ月で90日を超える入院 180 円
低所得 I	110 円

#### (2) 療養病床に入院したとき 生活療養費の標準負担額

区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者	490 円 (※1)	370 円 (難病の方は0円)
低所得 II	230 円	
低所得 I	140 円 (※2は110円)	
老齢福祉年金受給者	110 円	0 円

※1 難病や小児慢性特定疾病の方は**280円**となります。 ※2 重篤な病状又は集中的治療を要する方等

(表示価格はすべて税込み表示です。)